○農林水産省告示第千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町安楽字高吉二九七七・二九八〇の一・二九九四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字横岳前山三〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町中郡字榎谷二八五七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字イチヂロ二〇四五の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二〇四五の三（次の図に示す部分に限る。）、二〇四五の六、二〇四五の八、二〇四五の九、字八倉二二二四の一八、二二二四の二四、二二二四の二五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字川又二九一六の三・二九一六の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九一六の一一、二九二一の三・二九二二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二二の一〇、字花カラ二九二五の三・二九二五の六・二九二五の一八・二九二五の二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二五の二一、字東山五三〇六の二、五三〇六の四（次の図に示す部分に限る。）、五三〇六の六、五三〇六の七、五三〇六の一〇・五三〇六の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五三〇六の一二から五三〇六の一四まで、五三〇七の一、五三〇九の二、五三〇九の四、五三〇九の一一（次の図に示す部分に限る。）、五三〇九の一二、五三〇九の一三（次の図に示す部分に限る。）、五三〇九の一六、五三〇九の一七、五三〇九の二〇、五三〇九の二一、五三一〇の二、字風久保五三〇八の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の二三五（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の二三五（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正大奈路字小味野々山一〇〇四の五四（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

白馬村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）